

令和 2 年 4 月 28 日

保護者の皆様

北広島町教育委員会

北広島町立学校における臨時休業の延長について（通知）

日頃より、本町の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、ご存じのとおり 4 月 13 日に広島県から「感染拡大警戒宣言」が出されるとともに、4 月 16 日には、国から全ての都道府県に対して緊急事態宣言が発令される状況にあります。現時点においても、こうした事態が継続していることから、北広島町教育委員会としては、児童生徒の感染リスクの回避という視点に立って、全ての町立学校において、4 月 15 日から 5 月 6 日までとしている臨時休業を 5 月 31 日まで延長することとします。

保護者の皆様におかれましては、こうした状況に鑑み、何とぞ臨時休業延長へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、臨時休業期間中は、主に以下の点において学校との連携にご協力いただけますようあわせてお願い申し上げます。

- 5 月 31 日までの臨時休業期間中は、感染リスクの回避の観点から、登校日等の設定はいたしません。1 週間に 1 度程度をめやすに、児童生徒に対し学校から学習課題を提示いたします。学習課題は原則、保護者の皆様に学校において受け取っていただきます。その際、それまでに出されていた学習課題の提出もお願いします。受け渡しの方法等、詳細に関しては、各校からお知らせいたします。
- 臨時休業期間中、学校からご家庭に電話連絡をいたします。連絡がありましたら、お子様の家庭での生活や学習状況の様子について、情報共有していただきますようよろしくお願いいたします。